海外進出プラクティス・グループ ニューズレター



小島国際法律事務所 Vol. 7 August 2014

Contents

- I. 海外直接投資の失敗学 その 4 君は中国ビジネスをどう思うか-
- II. インド:インドにおける拠点設立-ある外国企業の経験- Sharad Kumar Puri 著
- III. ベトナム:ベトナムにおける土地利用と新土地法
- IV. ミャンマー: 2014 年税制改正の下でのミャンマー商業税及び所得税の変更点について
- V. インド留学後記
- VI. お知らせ

I. 海外直接投資の失敗学 その 4 - 君は中国ビジネスをどう思うか-弁護士 小島 秀樹

「小島先生、今、日本の経済は中国市場にどう対応 すべきか、迷っています。中小企業は特に大変です」 と言われ、私なりに考えをまとめてみた。

<最大のカントリーリスク>

幾つかのリスクを考えてみたい。(a) 一党独裁の 共産党政権が崩壊する時、(b)日中間の尖閣をめぐ る軍事衝突が起きた時、を最大のリスクと考えたい。

<中国経済の概観>

その前に中国経済の実態について見てみよう。世界の貿易総額(2012年)における中国シェアは 3.8 兆ドル(10.5%)、米国 3.9 兆ドル(10.7%)、独 2.6 兆ドル(7.2%)、日本 1.7 兆ドル(4.7%)と、中国は世界第二位。2013年の中国のGDPは 8.2 兆ドル(11%)、米国 15.7 兆ドル(22%)、日本 6 兆ドル(8%)、1988年の世界のGDP18 兆ドルが 2012年には 72 兆ドルと、約 4倍となる中、米国は 5.1 兆ドル(28%)が 15.7 兆ドル

(22%)、日本 3 兆ドル(17%)が 6 兆ドル(8%)。中国は 4,000 億ドル(2%)が 8.2 兆ドル(11%)と 20 倍となり、 世界経済の中での存在感を一気に高めた。貿易を みると、2012 年統計で日本にとり中国は最大の貿易 相手である(対中輸出1,447億ドル、対中輸入1,890 億ドル)。日中貿易総額3,337億ドル。日米貿易総額 2,170 億ドルを優に上回っている。中国にとり日本は、 米国に次ぐ二番目の貿易相手国である。日本の対中 直接投資は 2012 年時、73.8 億ドル (前年は 63.5 億 ドル)で中国にとり日本は第一の投資国、日本から中 国への進出企業数は 22,790 社で、外資企業全体 (288,000 社)の約8%。米国(20,855 社)を抜いて世 界第一位。米国債の外国保有比率は 2012 年末で 48.2%。内、中国は発行残高全体の 10.5%(日本は 9.6%)。 中国の一人当たりの GDP は 2000 年 946ド ルだったのが 2012 年 6,071 ドル。 2018 年に 10,000 ドル(8,000 ドルを超えると家族関係が変化すると言

われている)に近づくと予測される。米国の対中直接 投資額は2012年、31.3億ドルに比し、中国から米国 への直接投資額は2011年、18.1億ドルに達してい る。中国の国防支出は2001年と2011年を比較する と、財政支出総額は5.7倍に対し、国防支出は4.2倍である。国防費の膨張のみに焦点を当てるのでは なく、中国のGDPや国家財政支出との比較でみると 極端な伸びを指摘することはミスリーディングな印象 である。日米中間の経済の相互依存性は強く、とても 軍事紛争など起せないほどの経済的互恵関係があ る、とは言える。

<一党支配の中国リスク>

中国経済の成功の鍵はこれまで外資導入にあり、 今後も維持することは中国政府にとって至上命題で ある。政治の不安定要因である共産党一党支配が 同時に中国経済の安定と発展を創出しているとも言 える。八路軍を握る共産党政権の国内治安への力は 圧倒的である。では共産党一党支配が終焉し、かつ てのソ連邦解体のように多党制に移行する時はどう か。上からの改革の場合、内乱は起きない。フィリピ ンやインドネシア、タイ、台湾、韓国では、開発独裁の 政府から、合法的に権力移行が起きた時、必ずしも 内乱状態や暴力が支配する社会にはなっていない。 今のタイのような一時的機能麻痺はあるが決して内 乱状態ではない。中国の一党支配崩壊を起こり得る シナリオと考えても事業の継続性の維持に高い可能 性があると思う。13億の人口中、55の少数民族1億 6 百万人を抱える中国にとって、一党支配にはそれ なりの理由があると思う。米国流の民主主義を持ち 込んで混乱を極めるイラクを想起されたい。

<日中軍事衝突リスク>

では、尖閣諸島をめぐる日中の軍事衝突はどうか。かつての中ソ国境紛争や中越衝突、中印紛争の経験から言って、ビジネスは壊滅的打撃を受けると思う。

この発生の鍵を今握るのは日本である。中国海軍が 本気で島の軍事占領を目指すことは 15 年位はない。 中国のかかる軍事行動は米国の参戦を促すこととな り、米中の直接の軍事衝突を惹き起こす。意図して 中国政府がこれを行うことはないと考える。米海軍の 力は今は圧倒的である。15年と敢えて言ったのは、 一党支配と中国経済の成功が今後も続いたならば、 という条件付きで、GDPトップの米中逆転が10年内 に起り得ること、中国海軍の力が軍事技術的に米国 にその後5年以内に接近した時、米国はアジア太平 洋における軍事バランスを見直し、日米安保条約を 含め他のアセアン諸国との軍事的コミットメントを見 直すであろう。その時は尖閣問題に端を発する軍事 衝突の誘惑は中国の側に高まる。その時まで一貫し て中国経済が破綻しないで 7%成長を続けられると いう前提で起こり得るシナリオである。守るべき人間 のいない尖閣よりも人が住む台湾の方が中国にとっ ても米国にとっても優先度は高い。

<成功の要諦はリスク分散にあり>

かつてある日本企業がタイでの合弁に成功し、 次々と合弁会社を増やし 5 社程分野別に進出した。 1997 年のタイバーツの暴落によりすべての合弁事業 が赤字に転落し、撤退に関わったことがある。タイで の一合弁事業の成功体験が、その企業がタイに集中 した理由であった。 効率がよいのは分かるが、効率 を極端に求めるとリスクを高めることになる。非効率 であっても進出先を分散することにより、リスクを低く 抑えるべきである。中国市場が如何に大きく、可能性 が高い国であっても、その市場が使えなくなっても自 己の企業が存続できるように海外直接投資の計画を 考えるべきであろう。そうした経営視点を事業部に対 してアドバイスすることも法務部の重要な仕事である、 と思う。

II. インドにおける拠点設立-ある外国企業の経験-

-Applied Law Services 弁護士 Sharad Kumar Puri-

訳者:弁護士 雨宮 弘和

ある依頼者より、インドに駐在員事務所を開設した際の経験談を聞く機会を得たので、以下にそのインタビューの内容を紹介します。なお、依頼者は、スペインのエネルギー分野を代表する大企業の一つであり、25を超える国に既に拠点を有します。

インドに投資を行ないたくても、インドへの投資は 容易ではない。駐在員事務所を開設するという本 当に初期の段階から、たくさんの書類を準備しなけ ればならない。FRRO(外国人登録事務所)におけ る経験はフラストレーションが溜まるものであった。 担当官は書類の足りない箇所を指摘するだけで、 どうすれば必要な書類を揃えることができるかまで 教えようとしなかった。

駐在員事務所の開設に際して RBI(インド準備銀行)の許可が必要であるが、RBI は、FRRO に比べると、より投資家に対して協力的であったと言える。しかし、各種の規則に必要以上に縛られていると感じた。RBI も、規則に照らして必要な情報の提供を要求することはあっても、投資家に解決策を提供してくれることまではしてくれない。

RBI が駐在員事務所の開設を許可するのに 12 週間以上もの時間がかかった。会社の業績に問題 があるわけでも、インドへの投資の意欲を欠くわけ でもなかったのにである。ちなみに、シンガポール に進出したときにも同様の許可を取得したが、その 際には、提出書面も少なかったし、48 時間以内に 許可を得ることができた。

日々の生活でも交渉は不可欠である。正当な運 賃で走る三輪リキシャを見つけるには 4 回はリキシャをとめる必要がある。腐敗も一般的である。私は 決して長くインドに住んでいるわけではないが、警 察官から金銭を要求される経験をしたことがある。 全般的に、インドには改善の余地が大きい。インドがさらなる投資を呼び込むには、自分自身が変化することが必要であることを自覚するべきである。各種許認可の窓口も一本化されるべきであるし、手続はもっと迅速化される必要がある。大規模な投資を行なう企業には、それなりの優遇策があっても良いはずである。

RBI の手続きが異常に遅滞したのは、総選挙の時期と重なってしまったことが原因の一つになっているようです。いずれにしても、このような状況もあり得ることを想定して、余分なリード・タイムも加えた計画作りを行なったり、手続をサポートするコンサルタントを利用するなどの配慮も必要なところです。

*訳者コメント:



Sharad Kumar Puri 弁護士(電子メールアドレ ス:skpuri@alslegal.com) は、1993年にインド弁護士 として登録し、2001年にイ ンド・ニューデリーに

Applied Law Services (事務所ウェブサイト: www.alslegal.com)を設立しました。日本をはじめと する外国企業にインドの企業法務に関するアドバイス を行なっています。当事務所とは、Puri 弁護士が 1995 年に当事務所において研修勤務を行なって以 来の付き合いです。

この度、Puri 弁護士より、同弁護士の依頼者であるスペイン企業に進出当時の問題点をインタビューしてまとめた原稿を寄稿して頂き、これを訳出しました。インドでは、法律面・制度面において、自由化を推し進める傾向が強く見受けられる一方で、実際の行政の現場では担当官の意識の改善が進んでいないと

感じることは少なくありません。自動的に得られるべき 許可や事後届出さえも、法律の建前どおりスムースに 進められないという事態に直面することはあります。 現地当局の担当官の資質にも大きく影響を受ける問 題ですが、Puri 弁護士も指摘するように、信頼できる 現地アドバイザーの選定や余裕を持った計画の策定 が不可欠です。さらに、手続の種類によっては、法律 上許される範囲で非公式なルートから早期に情報提 供を行なうなどの段取り上の工夫を行なうことも重要 です。

III. ベトナム: ベトナムにおける土地利用と新土地法

弁護士 佐藤 亮

ベトナムでは、本年 7 月 1 日付で、改正土地法 (No.45/2013/QH13)が施行されました。この土地法 は、国による土地の利用計画の策定、土地利用者に 対する「土地使用権」の付与等を定めた法律であり、ベトナムにおいて土地を利用して事業を行う企業に とり、押えておくべき法律の一つです。



1. ベトナムにおける土地と建物

社会主義共和制であるベトナムでは、憲法上、土 地は全国民のものであると規定され、私人による土地 の所有は認められていません。私人が土地を利用す るには、国から土地使用権の割当てを受ける等、2. で述べる方法で土地の利用権を取得する必要があり ます。また、建物については、日本同様、その所有権 は土地の権利とは別個のものとされ、土地から独立し て取引の対象となります。そのため、建物についても 土地とは別個の登録がなされます。

2. 土地使用権の取得方法

土地法に基づく土地使用権の取得方法には、以下の5つの方法があります。

- ① 国から土地使用権の割当てを受ける方法
- ② 国からリースを受ける方法
- ③ 工業団地等の開発業者からサブリースを受ける方法
- ④ 土地使用権を有する者から譲渡を受ける方法
- ⑤ 土地使用権を有する者から現物出資を受ける方法

ベトナムに現地法人を有しない外国企業が、ベトナムの土地使用権を取得することはできません。外国企業がベトナムの土地使用権を取得するためには、ベトナム国内において独資又は合弁形式により現地企業(外資系企業)を設立し、この現地企業を通じて取得する必要があります。

また、外資系企業を設立しても上記 5 つの全ての 方法を利用できるわけではなく、国から割当てを受ける方法(①)や譲渡を受ける方法(④)は、原則として外資系企業が利用することはできません。(なお、改正された土地法において、販売・賃貸用住宅の建設プロジェクトを目的とする場合に限り、外資企業への割当てが認められました。)したがって、外資系企業は、②③のリース又はサブリースの方式によるか、⑤の土地使用権の現物出資のいずれかによってしか、土地使用権を取得することはできません。

外資系企業が取得できない、①の土地使用権の 割当ての場合、永久の使用権を取得することが可能 です。また、権利の譲渡、リース、担保提供等すること ができ、総じて所有権に類似した権利といえます。 他方、外資系企業が取得することができる②③の (サブ)リースの場合、使用権の上限が50年(投資プロジェクトの期間がそれ以下であるときは、当該期間が上限となる)と限定されています。また、全使用期間の土地利用料を一括して支払った場合を除き、当該土地使用権を譲渡、リース、担保提供することもできません。さらに、⑤の現物出資により永久の使用権を有する者から土地利用権の出資を受けたとしても、期限付に転換されてしまう場合もあります。このように、外資系企業が取得できる土地利用権は、内資企業のそれに比して種々の制限が付いているといえます。

3. まとめ

社会主義共和制であるベトナムでは、土地の利用に関して日本とは異なる前提に立って検討する必要があります。外資系企業の土地利用権の取得は上記のとおり限られた方法による他なく、利用期間や譲渡等に制限があることを踏まえて運用することが求められます。

改正された土地法では、極めて限定的ながら外資系企業が割当て(2.の①)の方式により土地利用権を取得する方法が認められる(販売・賃貸用住宅の建設プロジェクトを目的とする場合)等、外資系企業への制限が一部緩和されており、今後の外資系企業への市場開放が期待されるところです。

IV. ミャンマー: 2014 年税制改正の下でのミャンマー商業税及び所得税の変更点について 弁護士 光内 法雄

同 平 征三朗

1. はじめに

ミャンマーで、2014年3月24日、商業税法(The Commercial Tax Law)、所得税法(The Income Tax Law)の一部がそれぞれ改正され、同月28日には、これに関連して、ミャンマー税制に関する一般法的な位置づけにある連邦租税法(The Union Tax Law)が全部改正されました。同法には、税法に関する総則的な規定だけでなく、商業税、所得税等の個別税目に関する規定も定められています。

これらの新法は、ミャンマーにおける 2014 年度の 課税年度、すなわち、2014年4月1日からすでに適 用されているため、ご存知の方も多いかと存じます。

以下では、ミャンマー商業税及び所得税の概要と その主な変更点に絞って紹介し、日本企業の海外進 出の観点から、ポイントをおさらいしたいと思います。

2. 商業税について

ミャンマー商業税は、商品販売・サービス提供に際して課される、いわゆる付加価値税(VAT, value added tax)の一種であり、日本の税制でいうと、消費税に類似した税目と言えます。ミャンマー商業税は、

商品を販売し、サービスを提供する事業者に納税義務があり、毎月末から10日以内に納付が必要です。なお、一部の天然資源については、ミャンマーから外国への輸出の際にも商業税が課されるので注意が必要です。

(課税対象についての包括規定の導入)

改正前のミャンマー商業税は、課税対象及びその税率を個別に列挙する方式がとられていました。そのため、取引のたびに、商業税の課税対象となるか、(対象となる場合)税率はいくらかを通達等を参照しながらいちいち検討しなければならず、納税者側にとっても煩雑であり、執行する側(ミャンマー財務省の「内国歳入局 Internal Revenue Department」)にとっても非常に面倒でした。

今回の改正により、特段の定めがない限り、全 ての物品及びサービスの取引について、一律 5% の商業税が課されるという包括規定が設けられま した(改正連邦租税法 11 条)。これにより、例外的 に非課税(輸入品につき 24 品目、国内製品につ いては、さらに 60 品目、サービスについては 26 種目が定められています)となったり、特別な税率が課される物品(酒、たばこ、材木、宝石、天然資源等)に該当するかどうかさえ確認すればよいこととなりました。

(非課税事業者の最低売上高基準の引き上げ)

従来は、商業税の課税対象事業者は、年間 1000 万チャット¹以上の売り上げがある事業者で した。今回の改正により、その最低基準額が 1500 万チャットに引き上げられました(改正連邦租税法 12条)。

3. 所得税について

ミャンマー所得税は、個人に対する所得税も、法人に対する所得税(日本でいう、法人税)も、いずれも一つの「所得税法(The Income Tax Law)」に規定されています(なお、上述した通り、改正連邦租税法にも、税率等の所得税に関する重要な事項が規定されています。ただ、租税法律主義が徹底されているとは言えず、課税対象者の定義等に不備があるとも言われています)。

各国の所得税法と同様、ミャンマー所得税法においても、ミャンマーの「居住者(Resident)」に該当するか否かで、課税所得の範囲及び税率が異なってきます。居住者に対しては全世界所得に課税、非居住者に対しては国内源泉所得のみに課税されます。

法人の場合、ミャンマー法に基づき設立された会社が、内国法人(Resident Companies)とされます(このなかには、外国資本が入っている会社(Resident Foreigner)も含まれます)。内国法人に課される所得税率は 25%です。これに対し、外国法人(Non-Resident Companies)に課される所得税率は、35%です。

個人の場合、ミャンマー人でなくとも、一課税年度 中にミャンマー国内に 183 日以上滞在すれば、居住 者とされます。個人所得税は、所得分類ごとの累進 課税となっていますが、その税率についても、今回改 正がありました。

(個人所得税の所得税率及び所得控除額の変更)

居住者に対する個人所得税の累進税率の上限が、これまで、2000 万チャットを超える所得の場合、一律20%とされていましたが、今回の改正により、3000 万チャットを超える所得の場合は、25%に引き上げられました(改正連邦租税法22条)。また、個人所得税の課税所得に関する配偶者控除、子供扶養控除の金額が引き上げられました。

(未申告所得に対する税率)

未申告所得が摘発される場合、その所得額ごとに 5%~30%の所得税が課税される旨の規定がされました。しかし、税率が通常の所得税の税率よりも低く、申告漏れが横行しかねないという懸念も示されています。

4. 最後に

2014年7月末現在、ミャンマーと日本の間には、二 重課税の回避に関する租税条約が締結されていません。そのため、ミャンマー進出を検討する場合、進 出の方法を、税法の観点からも工夫しておく必要は あると考えます(日本法人の直接の支店・子会社とし ていいかどうか等)。また、法人所得税だけでなく、駐 在者の個人所得税の納付の観点から、どのように駐 在させるかも、もれなく押さえておくべきでしょう。



¹ 1 Myanmar Kyat (ミャンマーチャット、MMK) ≒ 約 0.1 円 (2014 年 7 月 30 日現在)

V. インド留学後記

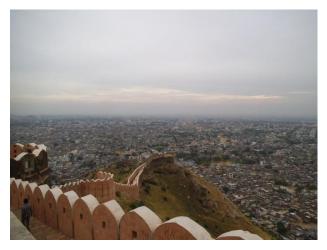
弁護士 赤塚 洋信

今回はインドのゴルフ事情についてお話しします。 私は趣味でゴルフをやっているのですが、インドに 留学した際、せっかくなので現地でゴルフに挑戦しま した。

まずはデリー市内にある公営のゴルフ練習場に行っ てみました。クラブは日本からセットを持ち込んでい たのでそれを利用します。練習場の管理人であろう インド人にボール代だけ支払うのですが、1カゴ分とし て掲示されている料金と要求されている料金が微妙 に違います。聞くと「値上げした」とのことですが、差 額を自分のポケットに入れていることでほぼ間違いあ りません。大した金額ではないので構わず支払って 練習を開始しました。設備やボールは少し古めです が、練習に支障はありません。ボールを打ち込むスペ ースは日本の野球場ほどの広さで、しかも天然芝で す。気持ちよく打っていると、どこからともなく何人かの 集団がやってきてボール拾いを始めました。ボールを 手作業で回収しているのです。一応傘を差して飛ん でくる打球から身を守っているのですが、危なっかし くて仕方がありません。当てるのも嫌なので練習を中 断したのですが、周りのインド人は構わずせっせとボ ールを打っていました。

その後、実際のゴルフ場にもプレーに行きました。 現地の日本人駐在員の方にご一緒させてもらい、郊外にあるゴルフ場に連れて行ってもらいました。インドでは日本のゴルフ場と違い、プレーヤー1 人にキャディが 1 人付きます。もっとも、インド人キャディはアルバイトらしくあまりやる気がありません。しかも目を離すと勝手に私のクラブを出して振っていたりするので注意が必要です。フェアウェイやグリーンの状態はまあそれなりでした。しかし、インドのゴルフ場はやはり期待を裏切りません。なぜだか理由はわかりませんが、たまにバンカーの中に野良犬が寝ているのです。寝るのに快適な場所とは思えないのですが、とにかくいる のです。犬はキャディに追い払ってもらいますが、どこか文句を言いたげな顔をして去っていきます。打球が草むらや林の中に入るとまた注意しなければなりません。蛇がいるからです。私は見たことがありませんが、ゴルフ場によっては野生のクジャクもいるそうです。日中は暑さで熱中症になる危険があるのでプレーは午前中に終わるようにします。それでも昼頃には気温は40度近くまで上がり、カートもなかったので18ホール終わるとかなりバテてしまいます。私は暑さにやられたのと、スコアが散々だったのとでそれ以来インドのゴルフ場から足が遠のいてしまいました。

とはいえ、日本人駐在員にとってゴルフはインドで は唯一と言ってもよい娯楽で、しかもかなり安くプレー できるので、多くの方がゴルフを楽しんでいます。



話は変わりますが、先日、私の通っていたロースクールの修了試験の結果が発表されました。結果は何とか合格することができ、無事課程を修了することができました。試験を受けた時の感触はあまり良くなかったので安心しました。ところが、ロースクールに修了証書を日本に郵送してもらうようにお願いしたところ、郵送はできないと言われてしまいました。本人がインドに取りにいかなくてはならないとのことです。どうすれば良いものか思案しているところです。

VI. お知らせ

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

◆ 「インド会社法改正を踏まえた現地実務の法律上のチェックポイント」

講師:弁護士 小川 浩賢

講師:弁護士 雨宮 弘和

主催 :経営法友会

日時

:2014年8月5日 (火)14時00分~16時00分

場所 :AP 東京 11 階会議室(東京駅八重洲中央口より徒歩 6 分)

◆ 「インド 2013 年会社法セミナー(仮)」

主催 :小島国際法律事務所、J. Sagar Associates 法律事務所(インド)

日時 :2014 年 10 月 16 日 (木) 場所 :アルカディア市ヶ谷(予定)

海外進出プラクティス・グループ



本ニューズレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニューズレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4 階

TEL :03-3222-1401 FAX :03-3222-1405

MAIL :newsletter@kojimalaw.jp

URL : www.kojimalaw.jp